

災害支援ナースの派遣に関する
県との協定締結にご協力ください

長崎県福祉保健部地域保健推進課

災害・感染症に係る看護職員確保事業

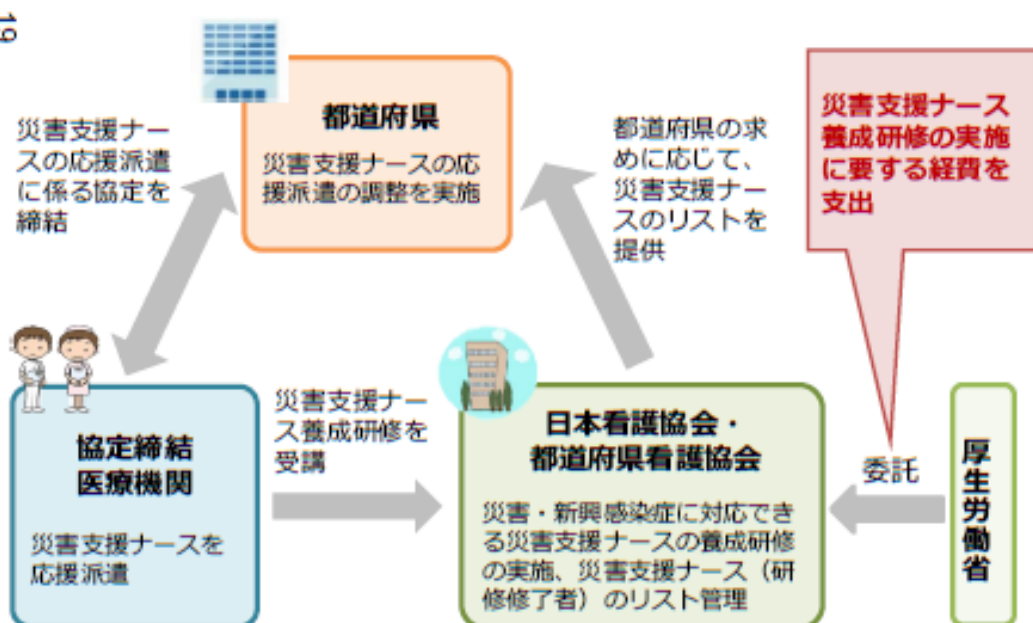
令和7年度当初予算 56百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

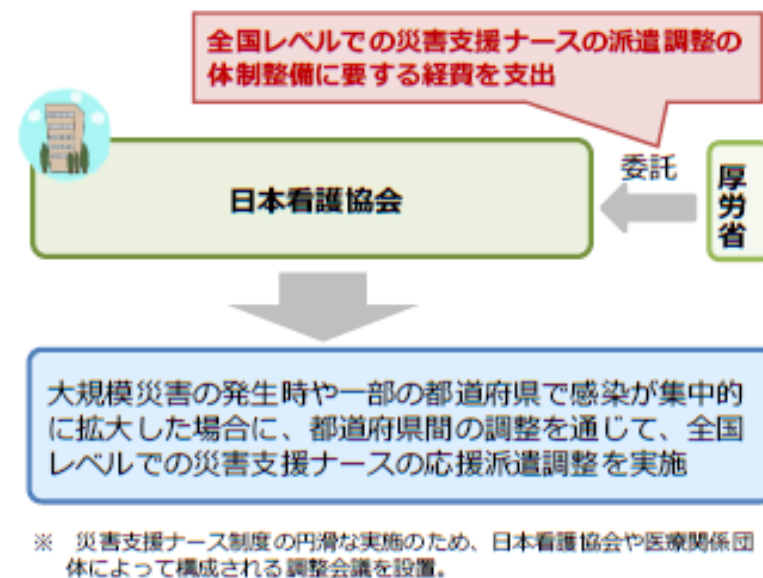
- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要

1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



令和6年度からの災害支援ナースの仕組み（災害・新興感染症対応）

概要

- 令和5年度までの災害支援ナースについては、日本看護協会と都道府県看護協会が、被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備（通常の感染症対策を含む）等を行う災害支援ナースの研修を行い（厚生労働省の補助事業）、被災地の避難所等への派遣は、日本看護協会及び都道府県看護協会の活動（ボランティア活動）として実施していた。令和6年3月末時点で約1万人の災害支援ナースが登録。
- 令和4年の改正医療法により、令和6年度からは、DMAT等と同様に、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、都道府県と医療機関との協定の対象となるとともに（県が協定に基づき医療機関に派遣を依頼し、調整を実施）、厚生労働省が研修や広域派遣の場合の派遣調整を行う仕組みとなった（日本看護協会に委託）。災害支援ナースは、災害支援ナース養成研修を修了し、国に登録された者。（令和6年4月時点で約4千人、令和6年度にさらに約4千人を研修中。）
- これまでの災害時の活動に加え、新興感染症発生・まん延時の活動にも対応。派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続を実施することや、事故補償について都道府県において傷害保険に加入する仕組みとなったことから、より一層安心して活動できる環境が整備された。

災害支援ナースの派遣と養成・登録スキーム

（派遣方法）

- ✓ 都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等）との災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、都道府県の要請により、所属施設から派遣される。

（活動場所）

- ✓ 都道府県内の医療機関等で当該施設の管理者の下で活動することが基本となる。大規模災害時等の場合には、他の都道府県において活動することがある。

（費用支弁）

- ✓ 「災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業」を活用して、必要な資機材の整備について補助が受けられる。
- ✓ 活動に要した費用は、協定に基づき、派遣時は協定締結機関が負担し、後日都道府県に対し請求手続を実施し、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁。
なお、災害救助法に基づく費用支弁については以下のとおり。
 - ① 災害支援ナースの活動が、災害救助法による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、被災都道府県に求償することができる。
 - ② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して費用を支弁する。ただし、同法の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

災害支援ナース養成研修

個別研修（eラーニング）

全般的事項（講義）
災害各論（講義）
感染症各論（講義）

（20時間以上）



集合研修

全般的事項（講義）
災害（演習）
感染症（演習）

（10時間以上）

全てのプログラムを受講

国に登録

災害支援
ナース

長崎県で災害支援ナースとして活動するための要件

- 次の2つがあります。

(1) 厚生労働省が委託し県看護協会等が実施する「災害支援ナース養成研修」を修了し登録していること。

(2) 長崎県と派遣協定を締結している医療機関等に所属していること

災害支援ナースの活動内容

災害支援

発災時の被災者への医療救護活動支援

○医療機関・救護所にて

- ・看護業務支援

○避難所等にて

- ・避難所の環境整備
- ・感染症対策
- ・心身の体調不調者へ受診支援
- ・要配慮者への個別対応
- ・医療チームへの橋渡し
- ・緊急搬送対応

新興感染症支援 (R6追加)

クラスター発生医療機関・高齢者入所施設・宿泊療養所等での看護業務支援

基本的には、県内の医療機関等で、当該施設の管理者の下で活動いただきます。

大規模災害時には、他の都道府県において活動いただくことがあります。

災害支援ナースが所属する医療機関等の役割

平時

- ・「災害支援ナース派遣に関する協定」及び「医療措置協定」の締結
- ・所属の災害支援ナース名簿の管理・登録内容の確認
- ・災害支援ナースに係る研修受講促進

発災時

- ・派遣候補者人選
- ・業務シフト調整
- ・経費報告

派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結医療機関が負担し、後日、県に対し請求いただきます。

身分と費用負担等

- 身分：原則として、所属医療機関等の職員として看護活動に従事する。
- 費用負担
派遣時は、協定締結医療機関等が負担し、後日、県に対し請求いただく。
(災害時等派遣による看護支援活動に要した費用は、災害救助法等により県が支弁する。)
- 損害補償
県の負担により、災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等の損害を補償するため、傷害保険に加入する。

ご協力をお願いします。

- 災害支援ナースの派遣に関する協定締結
- 災害支援ナース養成研修の受講促進

「災害支援ナース養成研修」

講義形態：・オンデマンド研修 540分 期間9/10（水）～10/9（木）
・集合研修 10/15（水）、16（木）

場所：ながさき看護センター

対象者：看護職で、災害・感染症にかかる応援派遣対応看護職員を目指す者

定員：30名、受講料：無料

申込期間：8/1（金）～8/30（土）

申込方法：長崎県看護協会ホームページのマナブル（研修申込サイト）

マナブル<https://nagasaki-nurse.manaable.com/>

<問合せ先>

長崎県福祉保健部 地域保健推進課 保健企画担当

電話：095-895-2468

メール：s04190@pref.nagasaki.lg.jp